

報道関係者 各位

平成23年6月10日
宮城労働局労働基準部労災補償課
労災補償課長 奥平 満男
労災管理調整官 酒井 真
電話022(299)8843

死亡推定の特例により、3か月間生死がわからない場合でも 労災保険の遺族（補償）請求等ができます。

東北地方太平洋沖地震（以下「地震」といいます）により多くの方が現在でも行方不明となっておられますが、行方不明の方については、行方不明となってから1年後の失踪宣告まで、その死亡が法的には確定されません。

一方、行方不明の方の残された御家族の生活再建のためには、速やかに遺族（補償）給付等を支給する必要があると考えられることから、以下の1又は2のいずれかに当たる場合には、行方不明の方は今回の地震の発生日（平成23年3月11日）に死亡したものと推定されることとされ、労災保険の遺族（補償）請求等を行うことができます。

平成23年6月11日が3か月経過日となることから、業務中又は通勤中に被災され行方不明となっている御家族がおられる場合には、お近くの労働基準監督署又は宮城労働局に、まずは御相談ください（照会先は別紙1参照）。

- 1 今回の地震により行方不明となられた方の生死が、地震の発生日から3か月間経過してもわからない場合
- 2 今回の地震の発生日から3か月以内に死亡したという事実は明らかであるが、その死亡の時期がわからない場合

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第79条、第83条（別紙2参照）

平成23年6月8日現在の労災保険給付の請求・決定件数（別紙3参照）

(別紙 1)

宮城労働局労働基準部労災補償課

所在地 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎
電 話 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 4 3

仙台労働基準監督署

所在地 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎
電 話 0 2 2 - 2 9 9 - 9 0 7 1

石巻労働基準監督署

所在地 石巻市泉町 4 - 1 - 1 8 石巻合同庁舎
電 話 0 2 2 5 - 2 2 - 3 3 6 5

古川労働基準監督署

所在地 大崎市古川駅南 2 - 9 - 4 7
電 話 0 2 2 9 - 2 2 - 2 1 1 2

大河原労働基準監督署

所在地 柴田郡大河原町字新東 2 4 - 2 5
電 話 0 2 2 4 - 5 3 - 2 1 5 4

瀬峰労働基準監督署

所在地 栗原市瀬峰下田 5 0 - 8
電 話 0 2 2 8 - 3 8 - 3 1 3 1

(別紙2)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
(平成23年法律第40号)

(労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第79条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第83条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、石綿による健康被害の救済に関する法律(昭和十八年法律第四号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(別紙3)

労災保険給付の請求・決定件数

宮城労働局労災補償課
平成23年6月8日現在

署名	請求件数			決定件数		
	遺族	その他	合計	遺族	その他	合計
仙台監督署	253	97	350	134	79	213
石巻監督署	323	36	359	106	24	130
古川監督署	6	17	23	6	17	23
大河原監督署	6	4	10	4	4	8
瀬峰監督署	2	10	12	2	9	11
合計	590	164	754	252	133	385